

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年4月17日（平成30年（行情）諮問第193号）

答申日：平成30年7月30日（平成30年度（行情）答申第199号）

事件名：行政文書ファイル「終戦に伴う書類焼却処分等対連合関係書類綴」
に含まれる文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「『終戦に伴う書類焼却処分等対連合関係書類綴』に含まれるすべての文書」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別紙に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が、平成29年11月27日付け厚生労働省発社援1127第4号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）の取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、以下のとおりである。

(1) 審査請求人は2017年9月5日付で、処分庁に対し、法に基づき、「『終戦に伴う書類焼却処分等対連合関係書類』（2017年5月29日厚生労働省発社援0529第25号により目次あるいは目次に類する資料の開示を受けた文書）に含まれるすべての文書」の開示を請求した。

(2) 処分庁は2017年11月27日付で、原処分をした。

(3) 以下のことから本件処分は無効である。

ア 処分庁は、「通知書」の「2 不開示とした部分とその理由」において、「氏名については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であり、また、履歴書については、特定の個人を識別できる情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、これらの情報が記載されている部分を不開示とした。」と記述した。

イ 処分庁が上記の理由によって不開示とした主な部分は、陸軍中将・

A, 同・B, 同・C, 同・D, 同・Eの軍歴（日本語，英語）である。それぞれの見出し部分以外をすべて不開示とした。

ウ 陸軍中将は旧陸軍の最高幹部の階級であり，その経歴や動静は戦中・戦後を通じて様々な形で公表されている。日本政府が設立したインターネット上の「アジア歴史資料センター」では，上記の5人に関する資料が多数公開されており，資料を丹念に見ていけば簡単に経歴をたどることができる。防衛省防衛研究所が所蔵している旧陸軍軍人の名簿には，上記の5人を含む膨大な数の旧軍人の詳細な情報が収録されていて，誰でも閲覧することができる。旧軍人らの情報を集めた各種の人物辞典も公刊されている。かつ，この5人は近現代史の書籍をはじめとする様々な文献に登場する有名人である。

エ それにもかかわらず，処分庁は「法5条1号に該当し，かつ，同号ただし書きからハマまでのいずれにも該当しない」と述べ，見出し以外の部分を包括的に不開示とした。しかし，上記ウで指摘したように，すでにこれらの人々に関する情報は広く公になっており，処分庁が述べた不開示の理由は，処分庁が包括的に黒塗りにした部分のすべてにあてはまるわけではない可能性が極めて高い。

(4) 以上のとおり，本件処分は情報公開法に違反している疑いが極めて強い。よってその取り消しを求めるため，本審査請求を行った。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は，平成29年9月5日付けで，処分庁に対して，法3条の規定に基づき，「終戦に伴う書類焼却処分等対連合関係書類」（以下「本件対象行政文書」という。）に係る開示請求を行った。

(2) これに対して，処分庁が原処分を行ったところ，審査請求人はこれを不服として，平成30年1月16日付け（同月18日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し，原処分は妥当であり，本件審査請求は棄却すべきと考える。

3 理由

(1) 本件対象行政文書について

本件審査請求に係る開示請求は，「終戦に伴う書類焼却処分等対連合関係書類（2017年5月29日厚生労働省発社援0529第25号により目次あるいは目次に類する資料の開示を受けた文書）に含まれるすべての文書」に関して行われたものである。

処分庁は，平成29年5月29日に本件対象行政文書の「目次」を開示決定しており，その目次に係る本文文書である「終戦に伴う書類焼却

処分等対連合国関係書類」を本件対象行政文書と特定した。

(2) 不開示情報該当性について

本件対象行政文書には、特定個人の氏名、及び、上述の昭和20年8月14日の陸軍大臣による書類焼却命令に関する軍人5名の履歴が記載されている。

氏名については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であり、また、履歴については、特定の個人を識別できる情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であることから、法5条1号に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書の中で、軍人5名の履歴部分を不開示としたことについて、「陸軍中將は旧陸軍の最高幹部の階級であり、その経歴や動静は戦中・戦後を通じて様々な形で公表されている。日本政府が設立したインターネット上の『アジア歴史資料センター』では、上記5人に関する資料が多数公開されており、資料を丹念に見ていけば簡単に経歴をたどることができる。防衛省防衛研究所が所蔵している旧陸軍軍人の名簿には、上記5人を含む膨大な数の旧軍人の詳細な情報が収録されていて、誰でも閲覧することができる。旧軍人らの情報を集めた各種の人物辞典も公刊されている。かつ、この5人は近現代史の書籍をはじめとする様々な文献に登場する有名人である。それにもかかわらず、処分庁は法5条1号に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないと見出し以外の部分を包括的に不開示とした。処分庁が不開示とした理由は、処分庁が包括的に黒塗りにした部分のすべてにあてはまるわけではない可能性が極めて高い。本件処分は情報公開法に違反している疑いが極めて強い。よってその取り消しを求める。」として原処分の取消を求めている。

(4) 審査請求人の主張に対する処分庁の説明

本件対象文書は、旧陸軍軍人の履歴を含むものであり、法5条1号の特定の個人を識別することにあたるほか、特定の個人を識別することができないとしても、懲罰に関する事項、疾病や罹病に関する事項など個人のプライバシーに係る事項が含まれている場合があることから、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であるといえる。

また、上記の部分のみ不開示とした場合、不開示部分には、懲罰、疾病・罹病に関する事項などの個人のプライバシーに係る機微な情報の記載があることが容易に判断でき、その記載があるということ自体を公に

することとなり、なお個人の権利利益を害するおそれがあるといえるため、履歴部分を包括的に不開示とすることが、法5条の趣旨に照らし、妥当である。

さらに、そもそも本件対象文書は、上述のように個人の権利利益を害するおそれのある旧陸軍軍人の履歴を含むものであり、そのような文書の性格にかんがみれば、当該文書を公にすべきではないことはもとより、公にする慣行も存在しないものである。審査請求人が主張するように、公開されている資料によって部分的に情報を知りうる状態にあるとしても、かかる事由をもって、法令の規定により又は慣行として公にされたものと解することはできない。よって、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しない。

以上の理由から、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

4 結論

以上から、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|---------------|
| ① | 平成30年4月17日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年5月16日 | 審議 |
| ④ | 同年6月14日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑤ | 同年7月5日 | 審議 |
| ⑥ | 同月26日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件対象文書の開示請求につき、処分庁は、本件対象文書のうち、特定の個人の氏名及び特定の5名の旧軍人の履歴について、法5条1号に該当するとして不開示とする原処分を行った

これに対して、審査請求人は、審査請求書（上記第2）において、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分は妥当であるとしている。

このため、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 特定の個人の氏名について

当該部分は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められず、また、個人識別部分であることから、法6条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示とすることが

妥当である。

(2) 特定の5名の旧軍人の履歴について

ア 当該部分を不開示としたことについて、諮問庁は、理由説明書（上記第3の3）において以下の旨を説明し、原処分を維持して不開示とすることが妥当であるとする。

(ア) 履歴については、特定の個人を識別できる情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報である。

(イ) 本件対象文書は、旧陸軍軍人の履歴を含むものであり、法5条1号の特定の個人を識別できることにあたるほか、特定の個人を識別することができないとしても、懲罰に関する事項、疾病や罹病に関する事項など個人のプライバシーに係る事項が含まれている場合があることから、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であるといえる。

また、上記の部分のみ不開示とした場合、不開示部分には、懲罰、疾病・罹病に関する事項などの個人のプライバシーに係る機微な情報の記載があることが容易に判断でき、その記載があるということ自体を公にすることとなり、なお個人の権利利益を害するおそれがあるといえるため、履歴部分を包括的に不開示とすることが、法5条の趣旨に照らし、妥当である。

さらに、そもそも本件対象文書は、上述のように個人の権利利益を害するおそれのある旧陸軍軍人の履歴を含むものであり、そのような文書の性格にかんがみれば、当該文書を公にすべきではないことはもとより、公にする慣行も存在しないものである。審査請求人が主張するように、公開されている資料によって部分的に情報を知りうる状態にあるとしても、かかる事由をもって、法令の規定により又は慣行として公にされたものと解することはできない。よって、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しない。

(ウ) 以上の理由から、当該部分については、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

イ 法5条1号本文該当性について

(ア) 当該部分は、本件対象文書における掲載順に、特定の5名の旧軍人A、B、C、D及びEの履歴の部分である。原処分では、当該旧軍人の氏名及び階級が開示されている。

(イ) 本件対象文書を見分したところ、当該部分には、当該旧軍人の旧陸軍に関する履歴が記載されていることが認められる。

当該部分は、原処分が開示された氏名及び階級と併せると、それぞれ法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、

特定の個人を識別することができるものに該当する。

なお、当該部分には、上記ア（イ）で述べられている「懲罰、疾病・罹病に関する事項」が記載されているとは認められない。

ウ 法5条1号ただし書該当性について

（ア）法5条1号ただし書ハ該当性

法5条1号ただし書ハが適用される「公務員」は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）2条1項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）2条に規定する地方公務員と明確に定義されていることから、旧軍人が法上の「公務員」に該当しないことは明らかであり、したがって、当該部分は同号ただし書ハに該当するとは認められない。

（イ）法5条1号ただし書イ該当性

a 審査請求人は、審査請求書（上記第2の2（3））において、インターネット上の「アジア歴史資料センター」（国立公文書館において運営）では、資料が多数公開されていること、防衛省防衛研究所が所蔵している旧陸軍軍人の名簿には、膨大な数の旧軍人の詳細な情報が収録されていること、旧軍人らの情報を集めた各種の人物辞典も刊行されていること等を掲げ、特定の旧軍人に関する情報は公になっている旨を述べていることから、当該部分についての法5条1号ただし書イ該当性を主張しているものと解されるので、以下、検討する。

b 民間の出版業者による旧軍人らの情報を集めた各種の人物辞典等刊行物については、当該出版業者による独自の取材・編集に基づいて発行されるものであるから、そこに掲載された情報が直ちに公表慣行を基礎付けるものとはいえない。

c 当審査会事務局職員をして、インターネット上のアジア歴史資料センター及び防衛省防衛研究所戦史研究センター（史料室）（以下「戦史研究センター」という。）について確認させたところ、以下のとおりであった。

（a）インターネット上のアジア歴史資料センターについては、軍歴、履歴、人名等で検索したものの、該当する履歴等は見つからなかった。

（b）戦史研究センターにおいて管理し、公開されている史料の確認結果は、以下のとおりである。

i 史料名「旧陸軍将校（122名）履歴綴」には、旧軍人のA、C及びEの3名についての履歴が記載されており、当該履歴は、本件対象文書に記載される同3名の履歴と比較すると、年月日及び記載事項が全て同じであることが確認された。

ii 史料名「軍歴綴（別冊）」には、旧軍人のB及びCの2名についての軍歴が記載されており、当該軍歴は、本件対象文書に記載される同2名の履歴と比較すると、記載事項が全て同じではないが、階級への任官、配属部隊等について本件対象文書と一致することが認められた。

iii 旧軍人Dの軍歴、履歴が記載されている史料は見つからなかった。

d 上記c（b）の戦史研究センターの史料の確認結果について、以下、検討する。

（a）戦史研究センターは、公文書等の管理に関する法律施行令3条1項に定める「保有する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料について次条の規定による適切な管理を行うものとして内閣総理大臣が指定した」施設に該当し、また、当該施設の資料の管理については、同令4条3号において、同号に定める場合を除き、一般の利用の制限が行われていないことと定められている。

（b）さらに、防衛省防衛研究所の「戦史史料等の閲覧利用規則」においても、戦史研究センターが管理する史料等は、同規則に定める場合を除き、公開するものとしてされている。

また、上記規則では、公開に関する業務として閲覧、複写、参考調査、貸出し（公の機関等に限る。）、展示が定められており、上記c（b）i及びiiに掲げる史料は、閲覧可能なものとして取り扱われていたことから、同規則に基づき公開されている史料であると認められる。

（c）上記（a）及び（b）から、本件対象文書のうち、上記c（b）i及びiiに掲げる史料と同じ記載が認められる部分は、公表慣行があると認められ、法5条1号ただし書イに該当すると認められる。

エ 上記イ及びウから、当該部分のうち、別紙に掲げる部分は、法5条1号ただし書イに該当し、開示すべきである。

オ 当該部分のうち、別紙に掲げる部分を除く部分は、法5条1号ただし書イに該当するとは認められず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められず、また、原処分で氏名が開示されており、部分開示できないことから、同号に該当し、不開示とすることが妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とした決定については、別紙に掲げる部分を除く部分は、同号に該当すると認められるので、不開示とすることは妥当であるが、別

紙に掲げる部分は、同号に該当せず、開示すべきであると判断した。
(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別紙（開示すべき部分）

- 1 本件対象文書の5頁ないし7頁，11頁ないし15頁及び19頁ないし22頁の不開示部分の全て
- 2 本件対象文書の8頁ないし10頁の下表の3欄に掲げる部分

1 頁	2 行	3 開示すべき部分	
		年月日	年月日を除く部分
8	2	1文字目ないし4文字目	—
	3	全て	4文字目ないし最終文字目
	4	—	2文字目ないし最終文字目
	5	全て	4文字目ないし最終文字目
	6	1文字目及び2文字目	—
	7	全て	1文字目ないし7文字目
	8	全て	4文字目ないし最終文字目
	9	全て	5文字目ないし最終文字目
	10	1文字目ないし3文字目	—
	11	全て	1文字目ないし7文字目
	12	全て	10文字目ないし14文字目
	13	全て	9文字目ないし最終文字目
	14	全て	4文字目ないし10文字目
	9	1	全て
2		全て	2文字目ないし最終文字目
3		全て	2文字目ないし最終文字目
4		全て	2文字目ないし最終文字目
5		全て	4文字目ないし最終文字目
6		1文字目及び2文字目	—
7		全て	1文字目ないし5文字目
8		1文字目及び2文字目	—
9		全て	2文字目ないし最終文字目
10		全て	—
11		—	2文字目ないし7文字目
12		全て	4文字目ないし最終文字目
13		—	2文字目ないし最終文字目
14		全て	2文字目ないし最終文字目
10	2	全て	4文字目及び5文字目
	3	—	2文字目ないし最終文字目
	5	1文字目ないし3文字目	—
	6	全て	4文字目及び5文字目

	7	全て	2文字目ないし最終文字目
	9	全て	2文字目ないし最終文字目